

株式取扱規則

北越コーポレーション株式会社

目 次

第1章	総則
第2章	株主名簿への記録等
第3章	株主確認
第4章	株主権行使の手続き
第5章	特別口座の特例
	附則

制定	1951年10月10日
改定	1964年9月21日
改定	1967年3月29日
改定	1974年11月29日
改定	1977年2月18日
改定	1977年7月27日
改定	1982年10月1日
改定	1991年6月27日
改定	1999年10月1日
改定	2000年3月1日
改定	2000年10月1日
改定	2001年10月25日
改定	2002年6月27日
改定	2003年2月25日
改定	2003年3月25日
改定	2006年6月28日
改定	2008年6月26日
改定	2009年1月5日
改定	2010年6月25日
改定	2021年3月1日
改定	2021年11月22日
改定	2022年9月1日

第1章 総則

第1条（目的）

当会社における株式に関する取扱、手数料および株主権の行使手段については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）または株主が振替口座を開設している証券会社、銀行または信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

②この規則に定めのない取扱については法令、定款および慣行によるものとする。

第2条（株主名簿管理人）

当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

第3条（株主名簿への記録）

株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

②前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

③株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第4条（株主名簿記載事項等に係る届出）

株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所等を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

②前項の規定にかかわらず、証券会社等または機構を通じた届出の対象となっていない事項については、株主名簿管理人宛に届け出るものとする。

第5条（法人株主等の代表者）

法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第6条（共有株主の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第7条（法定代理人）

株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

第8条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

第9条（機構経由の確認方法）

当会社に対する株主等からの届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合、株主等本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

第10条（株主確認）

株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「説明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

②当会社に対する株主または次項に定める代理人からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主または代理人本人からの請求等とみなし、説明資料等または次項に定める当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものは要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。

③代理人により請求等をする場合は、株主が署名または記名押印した委任状および当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものを添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

④前項に定める代理人は、自己が受任者であることを証するものを添付するものとする。ただし、証券会社等または機構を通じて請求等がなされた場合には、当社が必要と認める場合を除き、自己が受任者であることを証するものの添付を要しない。

第4章 株主権行使の手続き

第11条（書面交付請求および異議申述）

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

第12条（少数株主権等）

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

第13条（株主提案議案の株主総会参考書類記載）

株主総会の議案が株主の提案によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下の通りとする。ただし、以下の字数を超えるときは、その概要を記載することとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字以内

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字以内

第14条（10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法）

株主が10を超える数の議案の要領を株主に通知することを請求する場合、会社法305条4項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号の定めに従い定める。但し、当該請求をした株主が当該請求と併せて提出しようとする2以上の議案の全部又は一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、その定めに従いこれを定める。

(1) 株主の請求内容が横書きで記載されている場合 上から数えて定める。

(2) 株主の請求内容が縦書きで記載されている場合 右から数えて定める。

(3) 株主の請求において議案が秩序だてて記載されていない場合その他前2号のいずれかに当たると認められない場合 代表取締役が定める。

第15条（単元未満株式の買取請求の方法）

単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

第 16 条（買取価格の決定）

前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

②前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第 17 条（買取代金の支払）

当社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。

②買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

第 18 条（買取株式の移転）

買取請求を受けた单元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第 19 条（单元未満株式の買増請求の方法）

单元未満株式を有する株主が、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

第 20 条（自己株式の残高を越える買増請求）

同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第 21 条（買増請求の効力発生日）

買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

第 22 条（買増価格の決定）

買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

②前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第 23 条（買増株式の移転）

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第 24 条（買増請求の受付停止期間）

当会社は、毎年次に掲げる日から起算して 10 営業日前から当該日まで、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3 月 31 日
- (2) 9 月 30 日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

②前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

第 25 条（特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

附則

第 1 条

この規則の改正は、取締役会の決議によるものとする。